

## 舟形町のねぎ

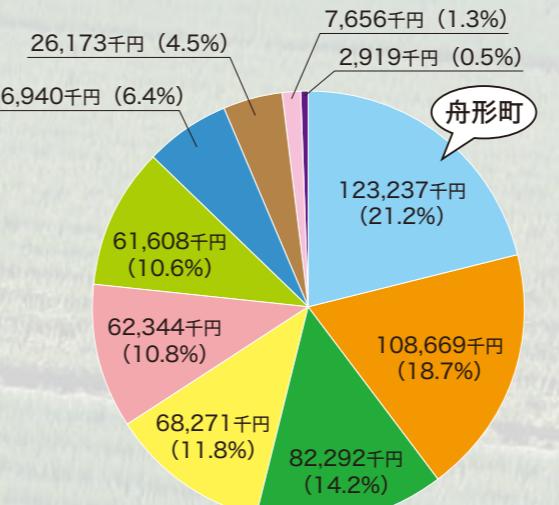
ねぎは、水稻栽培と繁忙期が重ならず、複合経営のしやすさから新庄・最上地域での栽培が盛んに行われています。

平成21年から「もがみねぎ」の名前で同地域の統一ブランドとして売出され、全体での栽培者は134名、栽培面積は68.0haまで広がり、県内でトップクラスの産地に発展しました。

今回は、そんな同地域で農業協同組合営農センター別販売額1位となつて、舟形町のねぎについて紹介します。

南部営農センターが新庄・最上地域で販売額1位!

### ねぎの販売額



※R3年度販売額  
※出典：もがみの農業 第46号

## なぜ舟形町でねぎ栽培が盛んに行なわれている?

### 重点振興作物に指定

町では収益性の高い園芸作物栽培を取り入れた経営の複合化を進めており、ねぎはそのうちの主要4品目となっています。

### 団地化を進めています

県等と連携し、ねぎの大規模園芸団地化に取り組んでいて、有利な補助事業を活用した機械整備を進めながら、ねぎの生産拡大を進めています。町でも独自に補助を行い、だれでもやる気があればねぎ栽培を始められる基盤を整えています。

### 作っているねぎの種類

#### 新庄・最上地域の統一ブランド 【もがみねぎ】

根深ねぎ系のねぎ。葉鞘を白く柔らかくするために土寄せをするのが特徴。

#### 品種: 夏扇パワー

太りが非常に多く、低温伸長性のある多収品種。

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係  
☎ (32) 0947

## 令和5年度 舟形ほほえみ保育園 園児募集

令和5年4月より、舟形ほほえみ保育園に新たに入所を希望される方は申込みください。  
※現在入所されている園児で、引き続き保育園を利用される場合は申込みの必要はありません。

▼申込み期間・方法／舟形町健康福祉課へ提出（郵送不可）

**10月17日(月)～11月18日(金)**

▼申請書／申請書類の配布は、舟形町健康福祉課窓口で10月3日(月)から開始します。町ホームページでもダウンロードできます。

▼対象／令和5年4月1日に舟形町に住所を有し、保護者等が仕事や病気のため、家庭で保育できないと認められる生後6ヶ月経過した子どもから就学前までの子どもで保育を必要とする方。

▼認定申請／保育所等利用申込書とあわせて保育の必要性にかかる「支給認定申請書」を提出し、支給認定（2・3号認定）を受ける必要があります。支給認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当していることが必要です。※未満児（0、1、2歳児）については利用定員に限りがあり、定員を超えた場合は選考審査となります。ご了承ください。

▼申込みに必要な書類／

- ①保育所等利用申込書 ②支給認定申請書
- ③保育の必要性を証明する書類（保護者および同居する家族全員分）

### ＜舟形町のびのび子育てサポート給付金事業＞

町では、子育て支援を町の重点課題の一つとして、子育て中の家族を支援する事業を展開しています。

▼対象者・助成額／

・0～2歳児

- ①保育料階層が3、4-1、4-2の方の保育料を全額助成
- ②保育料階層が5の方の保育料を、第1子から半額助成、兄弟姉妹がいる場合は18歳以下の兄弟姉妹から数えて第2子以降は全額助成
- ③保育料階層が6、7の方の保育料を18歳以下の兄弟姉妹から数えて2子目半額助成、3子目以降全額助成
- ④近隣市町村の幼稚園や保育園に入園しており、市町村所得割の額が97,000円未満の世帯の場合、全額助成（まずは問い合わせください）
- ・3～5歳児の給食費無料

▼保育料／通常保育料は次のとおりです。

区分	保護者等の市町村民税額等	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	町民税の均等割額課税世帯	16,000円 (5,800円)	16,000円 (5,800円)	0円	0円
4-1	1円以上77,100円以下	25,600円 (5,800円)	25,600円 (5,800円)	0円	0円
4-2	77,101円以上97,000円以下	25,600円	25,600円	0円	0円
5	97,001円以上169,000円以下	34,000円	34,000円	0円	0円
6	169,001円以上301,000円以下	48,000円	48,000円	0円	0円
7	301,001円以上	52,000円	52,000円	0円	0円

▼支給の流れ／一旦全額を納めてもらい、翌月助成金を支給します。

1. 当月分の保育料を納付（毎月25日振替）※25日が土・日・祝日の場合は、その翌日。
2. 納付確認（毎月10日ごろまで確認）
3. 翌月の末日に支給 ※末日が土・日・祝日の場合は、前日に支給。

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655